

第66回宗議会（常会） 代表質問

本日は親鸞聖人の御命日です。そのような日に、くしくも会派を代表して質問をする機会を与えていただきました。

宗務総長は演説の中で、宗務審議会「宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要基本計画に関する委員会」答申書を受け、当局として、「施策の根幹となる3つの方針」を打ち出され、その内容は、答申書の内容に応答するとともに、同朋会運動の発足の願いを改めての確認されたのだと受け取らせていただきました。

同朋会運動は、私が申すまでもなく、親鸞聖人七百回御遠忌が終わったあと、大谷派教団の慚愧のもとに始まりました。当時の「法主」の名において

御遠忌の勝縁をともどもに喜ぶとともに、新しい出発の第一歩を踏み出し、世界に
応える同朋教団の形成を急ぎ

と、「御教書」が出され、それを受けて当時の訓覇信雄（しんゆう）
宗務総長が、1962年の年頭に

勇気をもって教団の体質改善にいのちをかけるときである
と決意を述べられました。そして「教団の使命を果たすために」

- 一、真実の教法の一人一人への徹底
- 二、教団組織の中心である寺院の機能の復活

の二つのことを提起されています。

竹中智秀先生は、その取り組みの中心は「聞法研修を通して、生活の全域を法中心の方向へ耕していく」そして「単なる檀家制度ではなしに、仏法を中心にした門徒組織にしよう」と確認され、「これまでの檀家制度に依った経済ではなしに、聞法を中心にした寺づくりの中での経済問題として、会員制、同朋会の会員が、会費を納入して寺の経済を成り立たせよう」これが大谷派宗門における、宗門再生への具体的な形の同朋会運動」と指摘し、確認されています。

答申書の「寺檀関係を超えた同朋会運動を」の提起は、「檀家制度に依った経済ではなしに、僧伽の経済問題」が課題となってくるのではないのでしょうか。教団の財政は如何なる方針をとるのでしょうか。同朋会員による会費納入（同朋会員志）が当初願ったようなことが機能しえなかった問題、課題をどのように総括されたのでしょうか。

また、課題提起書の「宗門護持金制度」、宗務審議会答申が出された寺院賦課金はその後、検討がなされたのでしょうか。財政改革の方向性をお示してください。

そして同朋会運動が展開する中、教団の体質、法主信仰が厳しく問われた教団問題を通して現宗憲を獲得しました。

「本願寺も根本道場。寺も道場。本願寺住職も門首に、門徒の首座に立って親鸞聖人の

教えを先頭きって聞くものとなる、と。門徒の人も、親鸞聖人の弟子になるために、帰敬式をすませて」と。竹中先生は現宗憲のポイントを的確の示してくださいました。

財務長が「さらなる教化事業の充実により信頼と期待に応えていくことが宗門も責務」と述べられますが、宗門の信頼は、寺が道場に、住職が門徒の首座にたつて如来・聖人の弟子になっていくことでしか、なしえないのではないのでしょうか。

宗憲では法主制から門首制に制度は変わりましたが、我々の体質はしぶといのです。総長は「求道者たる僧侶を養成する」と取り組みを示し、特に「法話のあり方、儀式執行の丁寧さ、仏事の意味をいかに伝えることができるか」を重要な課題として掲げていますが、表面だけ整えても通用しないことは、言うまでもありません。我々の体質を問い、僧侶の意識、姿勢をどのように育まれるおつもりですか。

また、宗憲で「すべて門徒は、帰敬式をうけ」と如来・聖人の弟子となっていくことを勧めています。数字の上では年々厳しさを増しています。しかし、結果だけを求めるのではなく、face to faceの地道な取り組みが結果として表れてくるのではないのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

(※「御教書」(真宗 1961 年 5、6 合併号) 訓覇氏 (真宗 1962 年 1 月号))

次に震災関連支援事業について質問いたします。

私たち大谷派は、2011 年 12 月内閣総理大臣あてに、放射能飛散と被ばくの痛ましい現実を見つめて、未来を生きる子どもたちのために出来ることを極力協力する旨を表明しました。そして、全国の教区や組の教化委員会で、また様々な団体やハンセン病療養所の方々と協力しながら、福島やその周辺の子供たちを保養事業として温かく迎え入れてきました。この事業に大谷派も多くの援助をしてきたことは、とても大切に有意義なことでした。

しかし、事故から 7 年が過ぎ、もう福島の放射線量は大したことがない、とか、保養は風評被害を招くだけ、との声で、一生懸命してきた保養が、誰かを傷つける「善人の闇」ではないか、との同朋新聞 2 月号の記事にはびっくりしました。

しかし同じく送付されてきた仙台教区発行の大きなポスターには、

「これからも保養を続けてください」

「言わなきゃ無くなっちゃうから」

と震える声で今の思いを伝えてくれたお母さんがいる。私たちは、この声にどう応えることができるのだろうか

との言葉です。

もう一度原子力問題の本質とは何か、保養事業の現状認識とその被ばくの影響をどう受け止めたらいいのか。今後、大谷派が出来ることや今考えないといけないことは何か、と確認する時期にあるのかもしれませんが。改めて宗派としての見解をお示してください。

次に「是梅陀羅」の課題共有についてお聞きいたします。

『観無量寿経』「序文」の「是梅陀羅」の問題は、水平社創立以来、問題提起され続けています。大谷派はその中で同朋会運動を発足し、その運動展開の中心的なテキストとして『現

代の聖典～観無量寿経序文～』に学んできました。

この度の広島県連からの問題提起は、私たちの学び、そして同朋会運動への改めての問題提起ではないでしょうか。総長は「私自身が、自らの閉鎖性を破ってわれらなる世界に目覚めよと、本願の世界から呼びかけられているということ、慙愧をもって確認」と述べられました。同朋会運動を展開するなかで、一番見えなかったのが実はわが身の、そして教団の閉鎖性、差別体質ではなかったのではないのでしょうか。今もそうです。今後の「是梅陀羅」問題の取り組みをお示してください。

また、教団内の性差別、下寺問題、院号法名、諡号額などの現実的な問題について、どのような問題として認識され、受け止めておられるかをお答えください。

次に正依の聖教における差別的表現についてお尋ねします。

「是梅陀羅」の問題以外にも、正依の聖教における文言において「差別性」を含む課題の問題提起が従前からなされていると聞き及んでいます。

特に「性差別」については女性室で調査、研究、学習を深められているそうですが、聖教のどこの文言が具体的に問題になっているのでしょうか。『御文』に関しては、「差別性」の問題が整理され、それを基にしんらん交流館では『御文』を選んで拝読されていると聞き及んでいます。「是梅陀羅」の問題とともに正依の聖教における差別的表現についての取り組みを進めていただきたい。いかがでしょうか。

また、「是梅陀羅」をはじめ、差別的表現が認められる文言の扱い、儀式における読誦、拝読についてはどのようにお考えですか。お聞かせください。

なお、課題共有のためにも、正依の聖教における文言で、差別的課題として確認できる個所を列記しお示してください。

次に宗派所有の建物諸施設の財産管理について質問いたします。

まず「旧総会所」建物についてお尋ねいたします。

今年4月から本格的に始まった「旧総会所」解体工事は、一月も要せず、あっという間に更地と化しました。総会所建物の財産種別が、2016年の第62回常会で、基本財産から普通財産に財産種別変更されてから、2年も満たないスピード解体です。当初から移築や解体が決定されていたかのような進みようです。

その第62回常会において財務長は、旦保議員の質問に対し、「保存や移築も含めた幅広い活用方途を探るためにも公募を行ってまいりたいと考えている」そして「公募につきましては2016年に入りましてから、その手法・内容について検討し、開始してまいりたい」と答弁されています。「幅広い活用方途を探るためにも公募」と議会で答弁しながら、2017年6、7月号の『真宗』誌で、移築、用材活用の募集公告。複数から、存続の請願書や活用の提案があったそうですが、結果は用材の一部を譲渡し、その他多くは解体廃棄処分になりました。残念で悲しい限りです。

同常会で財務長は、「旧総会所」建物について「建築も100年を経過し老朽化が著しく、耐震性能もないとの調査結果が出ております。現状において宗派による利活用も見込めな

い」と、説明しています。

ここで今後のためにも改めてお尋ねいたしますが、どのような根拠、資料、調査で「老朽化が著しく、耐震性能もない」との判断を下したのですか。根拠なる資料、調査結果の内容を報告、ご提示ください。

また、存続した場合の修復耐震工事経費の内容をお示しください。併せて見積もり業者名もご回答ください。

また、早急に更地にする必要があったのですか。今後の活用が決まっていたのですか。今後はどのように利用されるのでしょうか。お聞かせください。

次に境内建物群の営繕管理についてお尋ねいたします。

真宗本廟境内の大寝殿、白書院はじめ、木造建物の多くは、「旧総会所」よりも古い建築物です。内事の洋館も大規模の修繕が必要な状況と見受けられます。今後ますます営繕修理が必要となるのは必須です。修復営繕の方針と存廃、各建築物の軽重性はどのような基準のもとで判断されているのでしょうか。明快にご回答ください。

また、地下視聴覚ホールの閉鎖宣言とその後の撤回。活用の方途を探るという件の進捗状況をお聞かせください。

次にしんらん交流館業務についてお尋ねいたします。

仏法聴聞の場として100年の間、念仏の声が染み込んだ総会所から、近代的なしんらん交流館に仏法聴聞の場が移行して3年目を迎えました。念仏が響く場になることを念じている一人です。そこで、これまでの聴聞者の状況、課題等をお聞かせください。

「しんらん交流館定例法座」ですが、昨年と今年のゴールデンウィークは、しんらん交流館が休館で「定例法話」も休会でした。仏総会所の精神を、しんらん交流館はどのように受け取り、事業展開をお考えですか。「念仏の行者たる一人の誕生」を最重要な課題として掲げる当局のお考えを、休館の理由と併せて聞かせください。

定例法話の参加者は平均十数名程と聞いておりますが、その現状をどのように認識され、方策をお考えですか。真宗本廟内外には多くの方がおります。老若男女、日本人ばかりではありません。英語の法話、韓国語の法話。時間帯など、考えた楽しくなりません。寺院活性化支援室が注目されていますが、その支援室の足元にある仏法聴聞の場の活性化、その取り組みは普通寺院の大きな力になると思います。ご見解をお聞かせください。

また、寺院活性化支援と共に、真宗教化センターの眼目である「寺院を支える組・教区・宗務所の各機関をつなぐ紐帯（ちゅうたい）的役割を果たす」ことやネットワークの構築、情報発信の取り組み状況をお聞かせください。

次に首都圏開教拠点設立に関する財産処分について質問いたします。

（何でこんななるまで 質問するのがつらいです）

最初にお断りしておきますが、この質問は、新たに設立された重蓮寺様に問題や瑕疵（かし）があるわけではありません。また、所轄庁の県に問題があるわけでもありません。宗門法規遵守の課題に対しての質問です。

神奈川県「宗教法人の設立手続き（概要）」では、「設立申請のための前提条件①」として「固有の礼拝施設を備えていること。」「自己所有（借地、借家でないこと。）であること。」と定めています。県は、重蓮寺様の宗教法人設立申請時点で、「覚書」によって自己所有の礼拝施設とみなして申請を受理し、2016年12月5日に宗教法人設立の認証をしています。

このことは、2017年6月に東京教区内全寺院に送付された「千葉県市川市における宗派立新規拠点について」（首都圏教化推進本部発行）のチラシでも「所轄庁による設立認証が果たされた時点で、宗派名義の土地建物を新たな当該法人に譲渡する」また「2016年12月に設立奉告法要を終えた川崎組の真宗大谷派重蓮寺は、この制度により誕生しました」と明記しています。

しかし、2018年4月20日、宗議会議長から宗議会議員宛に送付された『開教拠点「重蓮寺」における宗教法人格取得と財産処分手続きに関する資料』の「宗派見解」によれば「所有権が重蓮寺に移転したのは、必要な宗派内手続きである財産管理審議会及び参与会・常務会の議決を経た後の不動産登記簿上の2017年8月8日である」と記載されています。（としています。）

その見解によれば、2017年8月7日まで土地建物は宗派所有ということになります。

ところが前述のとおり、所轄庁の神奈川県庁は、自己所有の礼拝施設を備えていることが設立申請の前提条件ですから、宗派見解に拠れば、重蓮寺様は2017年8月7日まで自己所有の礼拝施設を備えていなかったことになり、所轄庁に提出された設立申請自体と矛盾します。

さらに2016年12月5日付法人登記され、土地建物が重蓮寺様の基本財産となっていること、かつ、宗派と交わした覚書では、重蓮寺様が宗教法人格を取得した時、所有権移転登記手続きを行う、ということと完全に食い違っています。

普通財産の処分について規定されている宗教法人「真宗大谷派」規則第五十三条によらず、今回の件は、議決以前に、土地建物の財産処分が行われており、宗門法規違反は明らかです。新たな開教拠点設立を控えるいま、この指摘に対する認識と今後の方針をお聞かせください。

この宗派見解によって重蓮寺様の設立自体が ^{くつがえ}覆されるリスクが生じています。宗派の詭弁による重蓮寺様への多大なご迷惑を早急に解消するよう重蓮寺様の為に提言します。

関連して財産処分の公告について質問いたします。

重蓮寺への財産処分公告文中の「譲渡」の文言は、曖昧さを含む誤解を生みやすい文言です。当局も「公告文章に誤解を生じさせた可能性は否めない」と確認されています。

今後、宗派における財産処分等において使用する文章では、どのような文言を使用される

のか、具体的に教えてください。

重蓮寺様の不動産登記簿には、真宗大谷派から重蓮寺に「寄付」による所有権移転になっています。大谷派も社会通念に合わせ、公告では「寄付」の文言を使用すべきです。

また、宗教法人の財産処分の公告内容は、

- 1 処分する財産
- 2 処分の目的
- 3 処分の方法
- 4 処分の相手方の住所氏名
- 5 処分の年月日

です。この度の公告には、「処分の年月日」が未記載です。正しく記載していない公告は、公告の趣旨からも社会通念からも論外です。処分の方法は「寄付」とし、処分年月日を2016年12月5日として改めて告知することを求めます。

続いて首都圏開教の取り組みについてお尋ねいたします。

首都圏開教の今後の取り組みについてですが、宗派立による川崎、市川の2拠点は、宗派による完全支援の事業です。新規の開教拠点を否定するものではありません。これまでの開教者や開教に取り組む既存寺院に対し、宗派はどのような支援を行ってきたのでしょうか。首都圏では、個人で土地建物を所有して開教を始めることは不可能に近い状況です。開教の取り組みは、一部の取り組みではないと思います。首都圏の状況、開教活動の実態を認知し、開教を志し、寺院設立を目指している方に宗派としてバックアップすると共に、十分は財政支援を行う必要があるのではないのでしょうか。「宗門として東京教区の既存寺院と連携を密にとりながら更なる開教施策を展開していかなければなりません。」と第61回常会で総長は述べていますが、その取り組みの実状と併せてお聞かせください。

次に真宗本廟奉仕施設についてお尋ねいたします。

真宗本廟奉仕施設の整備改修工事で「地下埋蔵物瓦礫の撤去」と「同朋会館躯体の不具合」の2度の突発的な工事が行われました。この工事に係わる経費はいくらですか。補正予算総額では元計画から3,870万円の増額の31億3870万円となっています。工事期間中に突発的2工事の合計金額は、増額分の3,870万円より多いと思うのですが、その差額分は何処から捻出されたのですか。予定工事をカットしたのか、備品購入をあきらめたのか、元予算の見積もりが曖昧で、絞ったら滴が垂れてきたのでしょうか。詳細にご説明ください。

また、白洲から同朋会館玄関までのアプローチが砂利地で車いすやキャスターバッグの使用に不具合を感じます。入館者が玄関までたどり着くまでに、えらばれ、きらわれ、見捨てられるような関所があるのはいかがな事か思います。改修後の受け入れが始まるまでに、早急の対応が望まれるところではないのでしょうか。

最後に真宗本廟奉仕についてお尋ねいたします。

総長は演説の中で、「同朋会館の新たな出発は、念仏の僧伽に参画していく具体的なすが

た」と受け止め、『「真宗門徒としての生活を習う場」としての同朋会館が、新しい時代にひらかれていく』と同朋会館への願いを述べられました。「ひらかれていく」とは、なにによって、どのように、ひらかれていくのでしょうか。

柘植柘植闡英氏は同朋会館創設の頃の苦勞を「一番大きな問題は、合理的にできたこの近代建築を、如何にしたら和敬堂のような道場にすることができるかである。」氏は続けて、「来館する人々の聞法心によって、おのずから道場が生まれ且つ充実されてきたにちがいない」と語っておられます。

同朋会館は、上山者の聞法心、菩提心によって開かれていく道場なのでしょう。集うた人がまた、その聞法心、菩提心にふれ、場が荘厳されていく。同朋会館は、大谷派の施設ではありますが、大谷派のモノではないのでしょうか。同朋会館という道場を大谷派に押し込めるのではなく、本廟奉仕するひとり一人にかえしていく、解放する。

そこで、本廟奉仕団の実情をみますと、関係学校、推進員教習、組門徒会等のカリキュラム化された奉仕団以外は、減少傾向です。本廟奉仕に参加した人が、次の参加者を生み出さない。実はその減少傾向にある一般奉仕団が大切なのです。過去に奉仕団を組まれた寺院は、全寺院数の何パーセントですか？ 一般奉仕団が増えるような施策は考えていますか。カリキュラム指定の奉仕団はある意味、研修です。そうではなくて本廟奉仕を中心に据える。

総長は同朋会館がどのような場であることを願っておられますか、また、今後の本廟奉仕団の方針をお聞かせください。

また、教区駐在教導が寺院活性化支援員になる講習を受け、講師として出向く方針もあるようですが、教区駐在こそ、各寺院の状況をつぶさに把握し、本廟奉仕推進を引率する任に当たらなければならないと思料しますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

今朝、御影堂の前を通りましたら、藤元正樹先生の言葉が目に飛び込んできました。

「己れに願いはなくても、願いをかけられた身だ」

唯円大徳は「煩惱具足の凡夫、火宅無常の世界は、よろずのこと、みなもって、そらごとたわごと、まことあることなきに、ただ念仏のみぞまことにておわします」と耳の底に留まる親鸞聖人の言葉を『歎異抄』「後序」に書き記しています。

念仏、とも、どもに仏に呼びかけられ、願われ、教えられて歩む煩惱具足の凡夫の歩みが同朋会運動と了解いたすものです。

以上質問をおわります。明快なご答弁をお願いいたします。